

寄 附 行 為

財団法人 国 土 地 理 協 会

財団法人 国土地理協会 寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人国土地理協会（以下「協会」という。）という。

(事務所)

第2条 協会は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 協会は、理事会の議決を経て従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 協会は、地域社会の特性、伝統文化の表現である地理・地名・地図等について調査研究を行うとともに、これらの情報・資料の提供等を通じて、住民による地域文化の創造、振興への取組みを助長し、もって地域の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域社会の地理・地名・地図その他事象に関する調査研究及び資料の収集・整理・保存・紹介
- (2) 市町村制度及び広域行政制度並びにその運用に関する調査研究
- (3) 地方公共団体が行う地域政策に関する調査研究
- (4) 前各号に掲げる事項に関する諸外国の事例の調査研究
- (5) 前各号に掲げる事業により収集した資料情報の提供及び図書の刊行
- (6) 第1号から第3号までに掲げる事項に関するシンポジウムの開催等普及啓発事業の実施
- (7) その他協会の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 協会の資産を次の通りとする。

- (1) 別記財産目録に記載された財産
- (2) 一般寄附金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) 会費収入
- (6) その他の収入

(資産の種別)

第 6 条 協会の資産は、基本財産及び運用財産に分ける。

2 基本財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 別記財産目録中基本財産として記載された財産

(2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産

(3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第 7 条 協会の資産は、会長がこれを管理する。

2 資産管理の方法は、理事会の議決をもって定める。

3 基本財産のうち、現金は郵便官署もしくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債・公債その他確実な有価証券に換えて、保管しなければならない。

(経費の支弁)

第 8 条 協会の経費は、運用財産をもってあてる。

(基本財産処分の制限)

第 9 条 基本財産は処分し、又は担保に供することができない。但し止むを得ない事由が生じた場合は、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、総務大臣の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(会計年度)

第 10 条 協会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 11 条 協会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、総務大臣に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第 12 条 協会の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、会長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、その会計年度終了後3か月以内に総務大臣に報告しなければならない。

(特別会計)

第 13 条 協会は、事業の遂行上必要があるときは、理事会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

第4章 役員

(種類及び定数)

第14条 協会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 専務理事 1名
- (3) 常務理事 1名
- (4) 理事 6名以上10名以内
(会長、専務理事及び常務理事を含む。)
- (5) 監事 2名

(役員を選任等)

第15条 理事及び監事は評議員会で選任し、会長、専務理事及び常務理事は理事会において互選する。

- 2 理事、監事及び評議員はこれを兼ねることはできない。
- 3 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を総務大臣に届け出なければならない。
- 4 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を総務大臣に届け出なければならない。

(職務)

第16条 会長は協会を代表し、会務を総理する。会長に事故があるときは専務理事、専務理事に事故があるときは常務理事の順序により職務を代行する。

- 2 理事は理事会を構成し、会務の執行を決定する。
- 3 監事は協会の資産及び会計状況並びに業務の執行を監査し、資産及び会計状況並びに業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会及び評議員会又は総務大臣に報告しなければならない。
また、当該報告をするため必要があるときは、理事会及び評議員会の招集を請求し、若しくは招集することができる。

(任期)

第17条 役員任期は2年とする。但し再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は辞任した場合、又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行わなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合には、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。但し、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(報酬等)

第 19 条 役員は無給とする。但し、常勤の役員は有給とすることができる。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第 5 章 理事会

(構成)

第 20 条 理事会は理事をもって構成する。

(種類及び開催)

第 21 条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の 2 種とする。

2 通常理事会は、毎年 2 回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 理事現在数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 16 条第 3 項の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 22 条 理事会は会長が招集する。

2 会長は、前条第 3 項第 2 号及び第 3 号に該当する場合は、請求があった日から 14 日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、あらかじめ文書をもって、少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 23 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第 24 条 理事会は、理事現在数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決等)

第 25 条 理事会の議事はこの寄附行為に別に定めるもののほか、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは議長の決する処による。

2 やむを得ない理由により、理事が理事会に欠席するときはあらかじめ通知された事項について書面により表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前条及び前項の規定の適用については出席したものとみなす。

(権能)

第 26 条 理事会は次の事項を審議決定する。

- (1) 理事会の議決を経ることに本寄附行為で規定してある事項
- (2) 本寄附行為の変更
- (3) 事業計画の決定及び業務報告の承認
- (4) 事業遂行に必要な諸規程
- (5) その他協会の運営に関する重要な事項

(議事録の作成)

第 27 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 理事の現在数
 - (3) 会議に出席した理事の氏名(書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。)
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、出席理事のうちから、その会議において選出された議事録署名人 2 人以上が議長とともに署名、押印をしなければならない。

第 6 章 評議員及び評議員会

(評議員)

第 28 条 協会に、評議員 6 人以上 10 人以内を置く。

- 2 評議員は、理事会で選出し、会長がこれを委嘱する。
- 3 評議員には、第 17 条から第 19 条までの規定を準用する。

(評議員会)

第 29 条 評議員会は、評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、会長が招集する。
- 3 評議員会の議長は、評議員会において互選する。
- 4 評議員会は、この寄附行為に定めるもののほか、会長の諮問に応じ、必要な事項について審議し助言する。
- 5 評議員会には、第 25 条から第 27 条までの規定を準用する。
- 6 前各項に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、評議員会で定める。

第7章 会員等

(会員)

第30条 協会に会員を置く。

2 会員の種類は、理事会が別に定める。

(会費)

第31条 会費に関し必要な規程は、理事会が別に定める。

第8章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第32条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、総務大臣の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第33条 協会は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、総務大臣の認可を得て解散することができる。

2 解散のときに存する残余財産は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、総務大臣の許可を得て、協会と類似の目的を持つ団体に寄附するものとする。

第9章 雑則

(事務局)

第34条 協会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に必要な職員を置き、会長が任免する。

3 その他事務局及び職員に関する必要な事項については、会長が理事会の議決を経て別に定める。

(地域総合システムセンター)

第35条 第4第2号及び第3号の事業(事務局において行うものを除く。)を行う機関として、地域総合システムセンター(以下「センター」という。)を置く。

2 センターに関する必要な事項については、会長が理事会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 この寄附行為の変更は、総務大臣の認可のあった日（平成 11 年 1 月 19 日）から施行する。
- 2 この寄附行為の施行の際、現に役員である者は、この寄附行為による変更後の寄附行為第 28 条第 2 項の規定により選任されたものとみなす。